近畿地方整備局 入札監視委員会(平成30年度第一部会第3回定例会議)審議概要

開催日及び場所 平成30年12月14日(金) 大阪合同庁舎第1号館 第一別館 大会議室							
委	団	髙橋	彰 亮 礼 司 直 音	(勝部・髙橋法律事務所 弁護士 第一部会長)			
審議対象	期間	平成 3	0年6月1日 ~ 平成30年9月30日				
抽出案件 総件数8件(工事4件、業務3件、役務及び物品1件)							
契	約 方 式		件数	件名	契約日	契約業者名	契約金額
工事	一般競争入札方 式(WTO対象)		2 件	大和御所道路曽我地区鋼製橋脚工事	H30. 9. 18	川田工業(株)	698, 760, 000
				新宮紀宝道路熊野川河口大橋 P 1 - P 3 下部工事	Н30. 7. 18	(株)錢高組	2, 656, 260, 000
	一般競争入札方式(WTO対象外)		1 件	紀の川大堰機械設備修繕工事	Н30. 9. 3	(株) IHI インフラ建設	122, 580, 000
	工事希望型以外 の指名競争入札 方式		1件	神戸公共職業安定所三田出張所 改修設備工事	Н30. 9. 20	(株)杉原工業所	46, 980, 000
業務	簡易公募型競争 入札方式		1件	災害調査及び維持管理の新技術 活用調査業務	Н30. 9. 28	国際航業(株)	10, 692, 000
	公募型プロポーザ ル方式		1 件	大阪第6地方合同庁舎(仮称) 整備等事業業績監視等業務	H30. 8. 9	(株)昭和設計	86, 400, 000
	随意契約方式		1 件	名塩道路城山トンネル工事に係 る技術協力業務	Н30. 9. 3	(株)鴻池組	7, 128, 000
役務及 び物品	一般競争入札方式		1件	名神湾岸連絡線環境影響評価手 続きに係る新聞掲載業務	Н30. 7. 10	大毎広告 (株)	4, 050, 000
委員からの意見・質問、そ			意見・質問			回 答	
れらに対する回答等			別組	そ のとおり	別紙のとおり		
委員会による意見の具申 又は勧告の内容			なし				

意 見・質 問 答 口

【報告事項】

- ■四半期毎の発注状況報告
- ・特に質問なし。
- ■指名停止措置の運用状況報告
- <(株)フジタ及び山口建設(株)>
- 公務員」 〜賄賂を渡すという違法行為をして仕事は滞っ | 事契約制度運用連絡協議会の指名停止措置要領のモ たわけではないが、2ヵ月の指名停止となった。

一方で、山口建設(株)は、配置予定技術者を配置でき ないとして契約締結辞退届を提出し、違法行為ではない が発注者に迷惑をかけ3ヶ月の指名停止となっている。 違法行為をした方がより指名停止の期間が長くなる┃の措置期間となった。 と考えるべきであり、指名停止の基準のバランスがおか しいのではないか。

<栄和建設(株)、(株)フジタ及び西尾建設工業(株)> ・栄和建設(株)及び(株)フジタは逮捕され、西尾建設工 ・指名停止措置要領の中では、「逮捕され、又は逮捕 業(株)は公訴提起とあるので略式命令だと思うが罰金 を経ないで公訴を提起されたとき」としている。 刑となっている。

栄和建設(株)及び(株)フジタは、逮捕され、それが事 実と認められたのか。国土交通省の運用基準の中には、 逮捕後の処分内容に基づき措置が具体的に記載されて いるのか。

- ■談合疑義事実の選定に関する基準に該当した案件の 発生状況報告
- 特に質問なし。
- ■談合情報等の対応状況資料報告
- 特に質問なし。
- ■再度入札における一位不動状況報告
- ・特に質問なし。

・(株)フジタは、公共サービス改革法に基づく「みなし」・国土交通省では、指名停止に関しては、中央公共工 デルを採用し、指名停止期間を定めている。

> 指名停止の措置要領として、(株)フジタの案件は 「贈賄」、山口建設(株)の案件は「不正又は不誠実な 行為」に該当し、国土交通省の運用基準により、今回

> 山口建設(株)の案件は、落札決定後の辞退のため、 発注を見直した上で再度入札を実施しなければなら ず、かなりの手間とコストがかかることになる。

- ■低入札調査対象工事・業務の発生状況報告
- ・特に質問なし。

報告については了承する。

【審議】

- ■抽出案件結果報告
- ■抽出案件説明及び審議
- 1. 一般競争入札方式(WTO 対象)

(大和御所道路曽我地区鋼製橋脚工事)

・「技術評価点内訳表」を見ると、落札者である川田工 ・そのとおりである。 業(株)のみ「技術評価点(C){基礎点+(A)+(B)}」 の記載があって 160.0 点であり、「施工体制評価点(A)」 及び「加算点(B)」が各々30.0点と記載されている。 この場合の川田工業(株)の基礎点は、100.0点という ことか。

また、他社も全て基礎点は100.0点か。100.0点を足 す意味があるのかと思うが、基礎点では差がつかない計 算式ということか。

の入札方式により、既に他工事を落札した者を除く入札は、本件工事は通常の橋桁ではなく、製作数の少ない 者 6 者のうち、落札者である川田工業(株)以外は全て | 鋼製橋脚であり、工場での製作工程に溶接が多いとい 予定価格超過となっている原因は何か。

・「入札調書(総合評価落札方式)」では、一括審査型▼・予定価格超過が多かった原因として考えられるの

うことである。

自社持ちの溶接工でまかなえない場合、外部から溶 接工を雇い入れるとなれば経費がかかる、また、橋桁 と比べ多少時間が余分にかかり、工場の製作場所を確 保するために受注状況、生産ラインの空き状況などの 調整が必要となる。

・予定価格を超過する者が多かったことについて、入札・落札決定後、受注者と技術提案書の内容について面 参加者との意見交換は、落札決定後、行うのか。

談する機会を設け、意見交換している。

・本件は了承とする。

● 2. 一般競争入札方式(WT0 対象)

(新宮紀宝道路熊野川河口大橋P1-P3下部工事)

・「技術評価点内訳表」で、参加したゼネコンの「施工 ▼・「加算点(B)」は、評価項目としての指定テーマ 体制評価点(A)」は、予定価格超過のゼネコンを除き 全て 30.0 点だが、「加算点 (B)」のどのような部分 提案書を評価した結果であり、そこで差がついたとい で差がつくのか。

(1)及び(2)に対して、各者から提出された技術 うことである。

指定テーマ(1)の「橋脚部における鉄筋コンクリ ート構造物の品質の確保、向上のための施工方法の工 夫とその効果 | については、評価基準として、橋脚の 耐力や水密性について施工方法が品質確保できる提 案が記載されていれば高評価とした。

また、指定テーマ(2)は、川の中に橋脚を設置す るため、「異常出水時の施工における工夫とその効果」 とし、異常出水時の作業員の安全についての提案など 効果的な工夫をしているものを高く評価した結果で ある。

- ・本件は了承とする。
- 3. 一般競争入札方式(WTO 対象外)

(紀の川大堰機械設備修繕工事)

設か。

・紀の川大堰本体を作ったのも(株) IHIインフラ建 ・資料 3-1 『抽出案件資料』 28 ページの平面図の中央 にある主ゲートは日立造船(株)が製造し、左岸及び 右岸流量調節ゲートなどは(株) IHIインフラ建設 の製造である。

> 主ゲートは潤滑油・作動油交換及びUSP (無停電 電源装置)交換作業、左岸及び右岸流量調節ゲートは 油圧配管交換などの作業を行う。

> 主ゲートの作業の方が簡易で、左岸及び右岸流量調 節ゲートの作業が主体ということで、今回は(株) I HIインフラ建設が申請されたものと思われる。

もあったが、現在はそのようなことはないということで┃も参加できるが、このような機械は作動して当然で、 よいか。

・昔は、製造していない業者は参加しづらいということ┃・要件を満たしていれば、基本的にはどのような業者 点検後に作動しなくなるリスクを考えると製造して いない業者は参加しにくいということはよくお聞き する。

- ・本件のような修繕工事は、定期的に行っているのか。
- ・紀の川大堰機械設備の修繕計画は平成22年度に作 成され、修繕工事は平成23年度から主ゲートを含め 1門ずつ毎年修繕している。
- ・その間、(株) I H I インフラ建設及び日立造船(株) I・平成23年度から平成26年度は(株) I H I インフ の受注状況は、どうだったのか。
- ラ建設、平成27年度は日立造船(株)、平成28年度 は(株) ІНІインフラ建設、平成29年度は日立造 船(株)、平成30年度は(株) IHIインフラ建設 と交互に受注している。

- ・本件は了承とする。
- 4. 工事希望型以外の指名競争入札方式 (神戸公共職業安定所三田出張所改修設備工事)
- ・本件指名競争入札に至るまでに 3 回一般競争を実施 ・4 回目の本件指名競争入札において、2 回目及び 3 し、1回目は応札者がなく不調、2回目は応札者が1者 回目の応札者は、入札に参加していない。 で不調、3回目は応札者が1者で不落ということだが、 2回目及び3回目の応札者は、4回目の本件指名競争入 札の指名業者に選定され、応札したのか。
- ・入札に参加していないということは実績工事の成績が |・工事実績などの選定基準により、指名に至らなかっ よくないということか。それとも指名に入ったが応札し

 「た業者や指名したが受注意思を確認した結果、技術者 なかったということか。
 - を配置できないなどの理由により辞退した業者もあ る。
- ・2回目は低入札で不調であったのは、特段の事情があ ▼・2回目は低入札、3回目は予定価格超過と入札金額 るのか。
 - が上下している。

本件の工事内容には建築工事と電気設備があり、建 築工事の部分については自社施工が不可能な場合は 協力会社に下請に入ってもらうことになる。

2回目及び3回目の応札者が提出した内訳書を確認 したところ、建築部分の見積金額に幅が生じたと思わ れる。

- ・本件は了承とする。
- 5. 簡易公募型競争入札方式

(災害調査及び維持管理の新技術活用調査業務)

・災害調査業務は、法律に基づいた業務か。

あるいは、各整備局において、災害調査の手引きなどが┃を使ってどのように被災状況を調査するのかという あり、対象が決まっているのか。

とで、どのような役割を果たすのか。今までできなかっる。 たことが、これによりできるようになったことなどを明 らかにするというものか。

災害調査業務そのものについて、解説しながら回答し ていただきたい。

・業務内容の目的として、「新技術である近畿技術事務】・近畿技術事務所は、小型の機材、中型の機材、他に 所保有の小型無人航空機の活用」とある。

ドローンの種類は多いが、国土交通省水管理・国土保 で抽出された案件の全天候型UAVを保有している。 全局が実施する「革新的河川管理プロジェクト」で開発 した全天候型UAVを使って検討するということか。

・近畿技術事務所で汎用性のある特殊なUAVを作らせ 「UAV講習会等の運営・補助」で使用する機種は、 て保有しているのだから、ただの補助ならわかるが、「U | 当事務所で保有している Phantom4 であり、これは近 AV講習会等の運営・補助」で業者を使って講習会をし てもらうというのはおかしいのではないか。

・ドローンの今後の展開が予想されるのであれば、新し い技術でもあり、もっと業者が出揃う気がする。1者し か申請がないということについて、予定価格1千万円と いうのでは、業者はもうかからないと思っているのか。 発注者としての認識を教えてほしい。

・近畿技術事務所保有の小型無人航空機というツール ことであるが、法令等の位置付けというよりは、近畿 通常の災害調査に加え、今回の新しいツールが入るこ┃地方整備局災害対策本部からの要請に基づき実施す

> ・河川巡視は様々な視点で見るが、災害時にはクラッ クなどを主体に点検している。現在、延長が長い堤防 を何班かに分けて、車もしくは徒歩で点検している が、これを少しでも効率化できないかとUAV等を活 用していく。

> 本件業務において、近畿地方整備局で実際に動かし ながら課題を集め、今後は全国でどう進めていくかの 議論や新しいマニュアルづくりを本省で検討してい く。当面は現在ある機種を両方とも走らせながら、そ れぞれの有効性を確認しながら進めていく。

> も2機、さらに昨年度導入して本年度第1回定例会議

当事務所で保有しているUAV、また、市場に出回 っている機材それら両方を使えるか使えないか検討 し、今後の災害対応に使用していくということであ る。

畿地方整備局の他の事務所も保有しているため、それ を活用できるように職員に技能習得してもらうこと を目的にしている。

・今回の業務内容のひとつに、「UAV等を活用した 被災状況調査方法等検討」として、「災害発生時の被 災状況調査への対応」を挙げており、これは、履行期 間中に災害が発生した場合、現地へ行き、ドローンを 飛ばし、映像を撮るというものである。

本件業務について、入札説明書等をダウンロードし たが申請しなかった業者へ聴き取りしたところ、災害

が数カ所発生したら、複数カ所へ行くための技術者が 確保できないということだった。

・災害が発生して派遣した場合、本件業務とは別経費か。・一定の金額は当初から見込んでいるが、災害の状況、

出動回数及び出動人員により、設計変更の対象となる 可能性はある。

・入札説明書等に災害発生時の被災状況調査への対応と → 契約が9月末であったため、実際の出動はなかった。 して、出動回数と日数を参考に書くべきだ。

また、本件業務の前半の講習会等と後半の被災状況調 査を分けて発注すれば、入札参加者が増えたと思われ る。どれだけ災害が発生するかわからず、業者は怖くて 申請できない。

本件業務の履行期間中に、災害は何件あったか。

・本件のように1回目の発注で受注した業者の成果がモ → ・今回、ご指摘いただいた内容を参考に、来年度以降 デルとなり、他業者が今後参入できない、育たないといし発注の仕方を工夫していきたい。 うことにならないか懸念している。

本件は了承とする。

●6. 公募型プロポーザル方式

(大阪第6地方合同庁舎(仮称)整備等事業業績監視等 業務)

のような特殊性があるのか。

・本件業務の入札参加者は1者であるが、本件業務はど ●・受注者は、PFI事業の一連の流れの中で、本件業 務の手続前段階の「要求水準書等資料作成補助アドバ イザリー業務」を受注していたため、受注意欲が高か ったと思われること、一方で他業者から見るとアドバ イザリー業務を受注した業者が有利だと考えた結果 だと思慮される。

・本件は了承とする。

● 7. 随意契約方式

(名塩道路城山トンネル工事に係る技術協力業務)

技術的に難しい工事の設計を業者に意見を求める「技」・近畿地方整備局としての懸念事項を挙げ、申請者で 術提案・交渉方式」素晴らしい契約方式である。

あるゼネコンには、施工者としての施工経験を踏まえ ただし、はじめに技術提案を求めているが、技術提案とのような懸念があり、どう対処するか、経済性も考 を先にさせてしまうと、価格交渉の際に個別交渉とな

慮しての技術提案を求めた。 り、契約金額が高くなってしまう。具体的な技術提案を させずに、漠然と技術的な懸念事項のみを求めて評価 考慮し、一番妥当な技術提案を選定し、学識者からも し、後で価格交渉した方がよい。

提出のあった7者からの技術提案に対し、経済性も ご意見をいただいた。

今後の価格等の交渉において、想定以上に価格が高 く、交渉が折り合わない場合は、技術提案書の評価結 果の2番目の業者が優先交渉権者となる。

・施主の立場として、選定した業者の言いなりになるよ うな価格交渉にはならないのであれば、それでよい。

なお、本件の業務概要に関する資料は、工事の内容や 技術が非常に分かり易い説明となっている。今後もこの ような資料作成に努めていただきたい。

- らい、条件設定についてアドバイスをもらい検討するも中のさせた上、その設計ができた段階で価格交渉に入る のであり、今後、工事を請けるかどうかについては、ど┃が、選定された(株)鴻池組は優先交渉権者となる。 うなるのか。
- ・予定価格の約660万円は、国土交通省が積み上げたも・別途契約しているコンサルが算定した金額である。 のか。
- 本件は了承とする。
- ●8. 一般競争入札方式

(名神湾岸連絡線環境影響評価手続きに係る新聞掲載 業務)

・競争参加資格要件の等級について、説明してほしい。

・本件業務は、懸念事項の多い工事条件の援助をしても →・技術協力業務の内容を別途発注のコンサル業務に反

(株) 鴻池組と金額が折り合わない場合は、技術提 案書の評価結果の第2位の業者と価格交渉を行う。

最終的には、優先交渉権者として選定した(株)鴻池 組が、最終見積額を出し、契約金額が決定した。

・国土交通省競争参加資格(全省庁統一)の「役務の 提供」の格付けは、300万円未満はD等級、300万円 以上1千万円未満はC等級、1千万円以上3千万円未 満はB等級、3千万円以上はA等級となる。

本件業務はC等級に該当するが、参加者を増やすた め、競争参加資格をワンランク上と下のDからB等級 に拡大した。その結果、参加申請の対象者数は、

4、526 者あり、十分競争性は確保できたというこ とである。ところが、申請結果をみると、A等級の業

者も申請したということである。

- ・大きい等級の方は遠慮願ったということだが、A等級・そのとおりである。 の業者が間違えて申請されたということか。
- ・業務内容として、新聞原稿調整と新聞広告掲載の2つ ・広告代理店各社は、インターネットに自社の新聞広 があるが、同じ新聞の同じ場所に掲載する場合でも、こと告掲載に要する金額を載せている。また、他社の新聞
- ・本件業務には、新聞広告としての掲載代も含まれるの・含まれる。 か。
- ・本件は了承とする。

が異なるのか。

- ・全体を通して何か意見はあるか。
- ・審議事項についてはすべて了承とし、審議事項につい ては終了とする。

額が決まるようだ。

れまでの付き合いなどによって、広告代理店により値段掲載については、これまでのつきあいなどによって金